

平成 29 年度 第 2 回

丹波市有償運送運営協議会

議 事 録

閲覧用

1 開催日時 平成 29 年 10 月 4 日（水） 午後 1 時 30 分 開会

2 開催場所 丹波市商工会 柏原支所

3 出席者 (委 員)

長 田 貴	会長	大 野 亮 祐	副会長
本 間 和 典	委員	畠 宏一郎	委員
足 立 安 夫	委員	中 辻 剛	委員
中 村 辰 雄	委員	大谷 健太郎	委員 [代理]
石 田 光	委員	永 井 正 伸	委員
黒 坂 公 晶	委員	片 山 一 浩	委員
近 藤 俊 幸	委員	北 川 博 巳	委員
駒 谷 誠	委員		

委員 15 名出席

(オブザーバー) 正垣 あおい
(デマンド(予約)型乗合タクシー運営者) 藤 本 泰 男

4 欠席者 中 澤 秀 明 委員

5 会議に付した議題及び案件とその内容

1) 開 会

2) 会長あいさつ

3) 議 事

(1) 福祉有償運送 更新登録申請に係る協議

○特定非営利活動法人 ふくろう

《更新登録申請》

4) そ の 他

5) 閉 会

(事務局長)

只今から平成 29 年度第 2 回の丹波市有償運送運営協議会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を頂きまして有難うございます。本日、公益社団法人兵庫県バス協会専務理事の中澤秀明様につきましては、欠席のご連絡を受けておりますのでご報告をさせていただきます。また、神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門首席運輸企画専門官の吉本道明様の代理と致しまして、運輸企画専門官の大谷健太郎様にご出席を頂いております。オブザーバーの兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課副課長の正垣あおい様につきましては、電車の都合上、少し遅れる旨ご連絡を受けております。また、本会副会長の丹波市自治会長会会長の大野亮祐様におかれましては、次の会議の予定のため、本会の進行状況によりましては、途中退席される予定となっておりますので、ご了承を頂きますようお願い致します。

それでは以降の進行につきましては会長にお渡しを致します。どうぞよろしくお願い致します。

(会長)

みなさん、こんにちは。有償運送運営協議会を始めさせていただきます。福祉有償運送を含め福祉分野での外出は、自立へ繋がる第一歩であると思います。私が以前にリハビリセンターで調査した結果で、もう何十年も前からのニーズとしても、自立という観点から、障害のある方々の外出手段の充実が要望として挙がっていました。現在この丹波市では、公共交通も含めて様々な交通手段が整備されています。その中で、今後はどういうところを補完して、どういうところをより一層の充実を図っていくのかが求められていくと考えています。有償運送自体も、制限された中ではありますが、より質の高い事業をしていけたらと考えておりますので、皆様方からの忌憚の無いご意見、ご協力をお願いしたいと思います。

では、協議事項に入らせて頂きます。本日は、特定非営利活動法人ふくろうさんの福祉有償運送の更新登録申請に係る協議となります。本運営協議会で審議頂いた内容については、兵庫陸運部に報告することになっておりますので、皆様方の慎重審議をよろしくお願い致します。では、事務局の方から、申請書類の確認内容等について説明をお願いします。

[特定非営利活動法人ふくろう 更新登録申請について説明 資料:別紙 1～別紙 17]

(会長)

有難うございました。今の話は、変更点が 2 点、運転者、運行管理の体制の変更と運送しようとする旅客の名簿の変更、そして定款の変更を含めてということでした。では、申請者ふくろうさんの方から、内容の補足的な面も含めまして、現状の運行状況等の説明をお願いします。

(申請者)

前回の新規申請時には、私の他に福祉有償運送運転者等講習の修了証を取得した者がい

なかったので、乗務員も生活相談員も私でした。しかし、通所介護事業所においては生活相談員が常駐していなければいけないという話がありましたので、その後もう一人、福祉有償運送運転者等講習の修了証を取得しました。私が乗務するのは、主に介護事業所の仕事終了した夕方4時以降ですので、昼間に乗る事はないのですが、利用者さんに対してもよく説明をして、輸送が必要な時には出来るだけ終了後にしてほしいとお願いをしています。変更点については、福祉有償運送運転者等講習の修了証を取得した者が増えた事による変更です。

(会長)

9時から夕方4時まではAさんが運転で、4時以降がBさんという話なのですが、その体制になってから、例えば引継ぎの段階で、ニーズに行違い等が出たとかの課題もなく、スムーズに引き継がれて、今までどおりの対応が来ていますか。

(申請者)

課題はないです。私どもの施設の利用者さんについては、昼間に抜けるとどちらもマイナスがあるんですね。通所介護事業所の方も、昼間に買い物等に抜けられると、その時間は保険請求できないという事情がありますので。お買い物等に関しては、出来るだけ一旦お家に帰った後でとお願いしていますので、4時以降の輸送がほとんどです。

(会長)

夕方4時以降のウエイトの方が非常に高いということですね。わかりました。

あともう1点確認したいのですが、通所介護事業所にCさんという介護職の方がおられて、Aさんが輸送で出られる時は、Cさんが実際の地域密着型のデイを担って頑張っておられる訳ですよ。デイと有償運送の事業展開を頑張ってやっておられるというのは良く分かっていますが、その中でデイの業務にしわ寄せがいくとか、その点は大丈夫ですか。

(申請者)

全くないです。

(会長)

大丈夫ですね。分かりました。では、定款についてはどうですか。

(申請者)

定款の不備については、資格取得後に、県から書面で通知を頂いたということですが、その当時に手続きをお世話になった方に聞いても、受取ったかどうかは不明でした。しかし当時は、定款の「第2章目的及び事業」の第5条事業の第15項「前各号に附帯関連する一切の業務」に含まれるからいいのではないかとということで話が終わったのではということでした。でも今回は、定款及び謄本に「自家用有償旅客運送（福祉有償運送）」と明記しなくてはならないということなので、私が県の方に確認をして書類を出したのですが、不足があるということで、書類のやり取りを何回かした結果、この事業に関する二期分の事

業計画の提出が必要とのことでしたので、コンサルタントに依頼することにしました。しかし費用が掛かることなので、今日の協議会の場で、定款の変更手続中の件も含めて更新登録の承認が得られれば、早急に依頼をして申請をする予定です。県にもその旨は伝えていきます。

(会長)

分かりました。

(委員)

兵庫陸運部輸送部門です。本来であれば当初の新規申請の時に、定款に「自家用有償旅客運送（福祉有償運送）」と明記して頂く必要があったのではないかと思います。様々なやり取りの中で、定款について現在変更手続中ということであるならば、今回の協議が調ったら申請を提出して頂くのですが、その申請の段階までに定款と謄本に、「自家用有償旅客運送（福祉有償運送）」の明記をして頂ければ、その部分については弾力的な対応をしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(申請者)

有難うございます。

(委員)

期限が11月3日で、2ヶ月前から申請ができますので、今日の協議で承認が得られれば、訂正された定款と謄本を添付して申請をして頂ければと思います。

(申請者)

はい。今日の結果を県の方に伝えて申請書を出すのですが、少なくとも2ヶ月掛かるということなんですけど大丈夫でしょうか。

(委員)

その県というのは法務局のことですか。

(申請者)

いえ、NPO法人の管轄が県です。県の企画県民部へ直接尋ねてやり取りしています。

(委員)

多少は弾力的に見させていただきますので、同時に出して頂くのが本来ですが、後日添付になっても結構ですので、その分については出来上がり次第、郵送等して頂きたいと思います。

(申請者)

分かりました。有難うございます。

(会長)

とりあえず、期限が11月3日であるということは伝えてください。

(申請者)

はい、伝えていますが、でもそれには間に合わないと言われてます。

(会長)

間に合わないからと言って、運行がストップするような事態になれば、利用者の方に多大なリスクを与えることになると思いますので、その辺は経過措置的な対応をという話が先ほどあったとおりでと思いますので、できるだけ早くお願いできたらと思います。

あと何か全体を通じて伝えておきたいことはありませんか。

(申請者)

私の事業所の方からはないです。

(会長)

有難うございました。では、資料が多いですが、事前にご覧になっているかと思いますので、委員の皆さんから、質問、意見等ありましたらお願いします。

(委員)

先ほどのBさんのお話ですと、デイサービスが終わって、一旦家に帰られるんですよね。帰宅されてからお買い物等の外出の輸送をして、帰りもまた送り届けるということでしょうか。

(申請者)

通所介護事業所というのは、4時までご利用頂いて自宅へ送るというのがベースなので、一旦家に帰ってからです。

(委員)

今日ここへ行きたいんだけどという話になったら、じゃあ行きましょうという風になるんですかね。一度福祉サービスを終わって、それから輸送サービスをやります、そういう形でいいですね。

(申請者)

そうです。

(会長)

他にご意見等ありませんか。

(委員)

確認事項が2点あります。まず1点目、Aさんの姓に関して、福祉有償運送運転者等講習の修了証と免許証等では異なっていますが、写真を見れば同一の人物の方かなと思いますけれども、同一の方ということでよろしいですね。

(申請者)

はい、そうです。

(委員)

次に2点目、運転記録証明書についてですが、AさんBさんそれぞれ直近の平成28年の12月と平成29年の2月に処分履歴がありますけれども、これは有償運送の運送時に起こされたものなのでしょうか。

(申請者)

違います。私は2件とも自分の車で移動中の時です。福祉有償運送の時は、電話、タバコ等一切できません。

(委員)

Aさんについても業務外ということよろしいですか。

(申請者)

はい、そうです。

(会長)

私も、運転記録証明書については気になっていたのですが、処分履歴は有償運送中ではないという確認は今できましたね。こういう言い方は良くないのですが、人間ですから、絶対に違反や事故をゼロにするとと言えるかといえば、決してそうではないかも知れません。でも、タクシーやバス等の運行も含めて、人を乗せて運行するということは、当然ながら命を預かっているという前提にあります。それが有償運送の輸送中であろがなかろうが、人が運転するわけですから、必然的に繋がってくる部分があると思うんですね。だから、こういう違反は良くないというのは、個人レベルではお分かり頂いているとは思いますが。違反により運転免許がなくなったら事業展開もできません。命を運んでいるという意識をずっと持ち続けて、安全運転に留意するために、お二人の間で何らかのやりとりとか確認であるとか、今まで続けてこられた中で、何か考えてやっておられる事がありますか。

(申請者)

具体的にというのはいないです。私は車に乗って50年ですけど、事故は1回もないです。しかしこの運転記録証明書を見た時に、こういう証が残るのは駄目じゃないかと、決して我々にとって良くないということで、今後は気をつけようと二人で話はしました。

(会長)

これは本当に、これからということを考えて話なのですが、今後もその辺を留意して運行してもらいたいと思います。

(申請者)

はい、わかりました。

(会長)

他にご意見等ありませんか。よろしいですか。では、他にないようですので、ふくろうさんの更新登録の申請については、定款変更を付帯要件として、本運営協議会としては、承認という事でよろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

有難うございます。では、本件に関しては、合意書面を提出することに決定しますので、事務局の方で、定款変更の経過を踏まえながら手続の方をお願いしたいと思います。以上です。

(申請者)

有難うございます。

(会長)

では、ふくろうさんは退席していただいていいですかね。申請手続等よろしく願います。有償運送の事業展開は大変だと思いますが頑張ってください。

(申請者)

どうも有難うございました。

(会長)

では、協議事項4のその他について、事務局の方から何かありましたら願います。

(事務局)

今のふくろうさんの件に関しての確認ですが、会長さんのお話のとおり、別紙16の合意の書面につきましては、本日付けという形で出させていただきます。

次回の日程に関してですが、平成30年の11月に、福祉有償運送の更新の案件が1件ありますので、その時点にまた会議をお世話になりたいと考えております。それまでに新規の案件がありましたら、会長さんにご相談しながら日程の確認をさせて頂きたいと思いますが、今の段階では来年の11月が更新期限ですので、来年の9月頃に、来年度の第1回目

の会議をお世話になりたいと考えております。

(会長)

有難うございました。その他に、委員の皆さんから報告等がありましたらお願いします。
よろしいですか。では、有償運送運営協議会を終了します。有難うございました。

(事務局長)

有難うございました。この後、丹波市地域公共交通活性化協議会を開催させていただきます
が、準備の都合上、10分程度休憩とさせていただきます。よろしくお願い致します。